

運営指導・監査における主な指摘・指導事項

令和 5 年 6 月 福島県社会福祉課

これまでの指導における主な指摘事項について以下に掲載します。

サービスによって異なる部分がありますので、各自、基準に沿った運営が行われているか再度確認をお願いいたします。

1 従業者の員数（通所介護）【人員】

●指摘事項

- ・ 看護職員が不在の日がある。
- ・ 生活相談員が不在の日がある。

看護職員の配置がない状態が続くと、
人員欠如減算が適用となる場合がありますので、
十分注意してください。

●説明

- ・ 看護職員は、指定通所介護の単位ごとに 1 以上配置する必要があります。
- ・ 生活相談員は、指定通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間に応じて配置する必要があります。

●基準

規則（居宅）第 17 条第 1 項

一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

2 従業者の員数（訪問介護）【人員】

●指摘事項

- ・ 訪問介護事業所ごとに訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5 以上置く必要があるが、満たしていない。

●説明

- ・ 訪問介護の人員基準上、サービス提供責任者・訪問介護員の常勤換算数の合計が 2.5 以上となっている必要があります。

●基準

規則（居宅）第3条第1項

条例第五条第一項に規定する訪問介護員等の員数に関する基準は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で二・五以上とする。

3 内容及び手続の説明及び同意【運営】

●指摘内容

- ・ 重要事項説明書を作成していない。（特定福祉用具販売の提供に際しても必要）
- ・ 重要事項説明書の内容に不備がある。

〈 重要事項説明書に関する具体的な指摘内容 〉

- ・ 自己負担割合について、1割の場合のみの記載が見られます。所得に応じて2割又は3割負担となることがわかる記載としてください。

「自己負担割合」の2割3割負担は、特に記載漏れが多い事項です！

- ・ 「指定福祉用具貸与の取り扱う種目」について記載すること。（福祉用具貸与）
- ・ 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、利用者への説明、同意及び交付について書面上確認ができないので改めること。

●説明

- ・ 重要事項説明書には以下の項目を記載する必要があります。
①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制
⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日等）（※）
※ 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護・療養介護、介護老人福祉施設のみ。

「第三者評価の実施状況」は、特に記載漏れが多い事項です！
評価を実施していない場合でも、「実施していない」ことを記載してください。

※ 第三者評価とは、「福祉サービス第三者評価」といい、都道府県が認証した第三者機関が、事業所におけるサービスの質について客観的・専門的な立場から評価するものです。

第三者評価を受けること自体は義務ではありませんが、第三者評価を受けているか（実施しているか）否かについて、重要事項説明書へ記載する必要があります。

第三者評価について、詳しくは資料3-2をご覧ください。

- 基準 ※ 訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

国解釈通知（H11.9.17 老企第25号）

第3の一の3の（1）内容及び手続の説明及び同意

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供サービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

4 勤務体制の確保等【運営】

- 指摘内容

- ・ 併設事業所等と兼務している従業者について、事業所ごとの勤務時間が明確になっていない。

- 説明

- ・ 勤務表については、事業所ごとに作成する必要があります。併設の事業所を兼務している従業者については、それぞれの事業所の勤務表等によって、勤務時間を明確に分けてください。（指定介護老人福祉施設と指定短期入所生活介護事業所を兼務する場合など、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものを除く。）
- ・ 特に、訪問介護事業所の訪問介護員が、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の職員を兼務している場合、有料老人ホーム等における勤務時間については、訪問介護事業所としての勤務時間には含められませんので、それぞれの勤務時間を明確にしておく必要があります。

- 基準 ※ 訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です

国解釈通知（H11.9.17 老企第25号）

第3の一の3の（19）勤務体制の確保等

指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

5 非常災害対策（訪問系サービスを除く）【運営】

●指摘内容

- ・ 火災や地震対応のための計画（マニュアル）を定めていない。避難訓練を実施していない。
- ・ 水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成、避難訓練を実施していない。

●説明

- ・ 災害の態様により、避難方法等が異なるため、火災及び地震に対する計画については原則全ての事業所が定めることとしてください。また、洪水、土砂災害、火山噴火などの災害については、ハザードマップ等によりその危険性を確認し、それらの災害が想定される場合は、具体的な対応方法、計画を定めてください。
- ・ 避難訓練を実施するとともに、実施内容を記録してください。
 - ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する事業所で、市町村地域防災計画に定められた事業所（＝要配慮者利用施設）は、以下の取組をする必要があります。詳細は資料3－3をご覧ください。
 - ①避難確保計画の作成
 - ②①を市町村へ報告
 - ③計画に基づく避難訓練の実施
 - ④避難訓練の結果を市町村へ報告 ⇒令和3年5月の水防法・土砂災害防止法の改正により義務化されました。

●基準 ※ 通所介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

平24県条例80第109条第1項

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

6 利用料等の受領【運営】

●指摘内容

- ・ 利用料が医療費控除の対象となる利用者へ交付する領収書に「医療費控除対象額」及び「居宅介護支援事業者名」を記載していない。(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護)

●説明

- ・ 「医療費控除の対象者」のうち、次の②に該当する利用者へ交付する領収書へ「医療費控除対象額」と「居宅介護支援事業者名」の記載が必要です。

〈医療費控除の対象者（次の①または②に該当する利用者）〉

- ① 医療系サービス（訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、短期入所療養介護等）を利用する場合
- ② ①の医療系サービスと併せて、訪問介護（生活援助中心型を除く。）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護を利用する場合

〈医療費控除対象額〉

介護保険対象分の自己負担額

●通知等

- ・ 「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号) (平成 25 年 1 月 25 日、平成 28 年 10 月 3 日事務連絡)
- ・ 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」(平成 12 年 11 月 16 日老振第 73 号) (平成 30 年 9 月 28 日老振発 0928 第 2 号・老老発 0928 第 3 号)

7 介護職員処遇改善加算の算定（訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売を除く全サービス）【報酬】

●指摘内容

- ・ 処遇改善計画書等について、全ての介護職員へ周知したことが確認できない。

●説明

- ・ 介護職員処遇改善加算の算定要件として、以下①～③について介護職員へ周知する必要があります。口頭説明だけでなく、回覧や掲示、資料配布など、書面等の方法でも周知をしてください。

- ① 計画書の内容（事業所において賃金改善を行う方法等）
- ② キャリアパス要件の内容
- ③ 職場環境等要件の内容

※ 介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたっては、賃金改善の方法等をすべての職員に対して周知する必要があります。

● 告示（要旨） ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

大臣基準告示（平 27 告示 95 号）

- ・ 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ・ 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ・ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ・ 以下について全ての介護職員に周知していること。（加算Ⅰ：①～④、加算Ⅱ：①・②・④、加算Ⅲ：①または②に加えて④）
 - ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定めていること（書面をもって作成）（キャリアパス要件Ⅰ）
 - ② 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること（キャリアパス要件Ⅱ）
 - ③ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること（書面をもって作成）（キャリアパス要件Ⅲ）
 - ④ 介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額（職場環境等要件）

● 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日)」の送付について（介護保険最新情報 vol.267）より

【Q】賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

【A】賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

令和3年度改正事項

令和3年度の介護保険制度改正で、事業所において新たに対応が必要となった事項（主なもの）を以下に掲載しました。詳細については、各サービスの運営基準や国解釈通知をご確認ください。現在努力義務となっているものについても、実施に努めてください。

なお、以下に掲載した以外の改定事項については、厚生労働省の資料をご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

1 勤務体制の確保等（ハラスメント対策）

対象：全サービス

「ハラスメント対策」は、特に記載漏れが多い事項です！

男女雇用機会均等法において、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、運営基準においてもハラスメント対策が規定されました。

※ 中小事業主は、パワーハラスメント防止措置については努力義務となっていました。令和4年4月1日からは義務化されました。

(1) 事業主が講じるべき措置について

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(2) (1) の具体的な内容について

- ・ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

⇒ 下記の厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

2 勤務体制の確保等

対象：訪問入浴介護、通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設系サービス

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。なお、令和6年3月31日までは努力義務とされています。

3 業務継続計画の策定等

対象：全サービス

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が必要となりました。

令和6年3月31日までは努力義務とされています。

(1) 業務継続計画について

- ・ 「感染症発生」想定と「災害発生」想定の種類2種類の策定が必要（2つを一体的に策定することも可能）。
 - ・ 記載内容については、厚生労働省老健局が作成したガイドライン参照。
- ⇒ 下記の厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(2) 研修について

- ・ 業務継続計画の内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。
- ・ 年1回以上（居住系サービス、施設系サービスは年2回以上）実施。

(3) 訓練について

- ・ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。
- ・ 年1回以上（居住系サービス、施設系サービスは年2回以上）実施。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可能。

4 衛生管理等

対象：全サービス

感染症の発生及びまん延等防止に関する取組を徹底する観点から、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練（シミュレーション）の実施が必要となりました。

令和6年3月31日までは努力義務とされています。

なお、施設系サービスにおいては、委員会の開催、指針の整備及び研修については既に義務化されているため、訓練のみ令和6年3月31日まで努力義務となっています。

(1) 委員会について

- ・ おおむね6月に1回以上（施設系サービスは3月に1回以上）開催
- ・ 委員会の結果を従業者へ周知する。
- ・ テレビ電話装置の活用も可能。

(2) 指針について

- ・ 平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
 - ・ 記載内容については厚生労働省老健局「介護現場における感染対策の手引き」参照。
- ⇒ 下記の厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

(3) 研修について

- ・ 年1回以上（居住系サービス、施設系サービスは年2回以上）実施。

(4) 訓練について

- ・ 感染症発生時の事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施。
- ・ 年1回以上（居住系サービス、施設系サービスは年2回以上）実施。
- ・ 机上及び実地での実施を組み合わせながら実施することが適切。

5 虐待の防止

対象：全サービス

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置が必要となりました。

令和6年3月31日までは努力義務とされています。

(1) 委員会について

- ・ 委員会の結果を従業者へ周知する。
- ・ テレビ電話装置の活用も可能。

(2) 指針に盛り込む事項

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(3) 研修について

- ・ 年1回以上（居住系サービス、施設系サービスは年2回以上）実施。

(4) 担当者について

- ・ (1)～(3)を適切に実施するための担当者を置く。

**高齢者虐待は近年増加しています！
令和6年度からは義務化されますので、改めてご確認ください。**

6 運営規程

対象：全サービス

「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めることが必要になりました。

令和6年3月31日までは努力義務とされています。

(1) 運営規程に規定すべき事項

- ・ 組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）
- ・ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

※ 運営規程の概要は、重要事項として利用者へ説明する項目とされていることから、重要事項説明書にも「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載してください。

7 事故発生の防止及び発生時の対応

対象：施設系サービス

事故の発生又はその発生を防止するための措置として、指針の整備等に加え担当者の設置が必要となりました。

また、「安全管理体制未実施減算」が創設され、運営基準における事故の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合、入所者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算されることとなりましたので、ご注意ください。

※ 事故の発生又はその発生を防止するための措置（現行どおり）

- ・ 事故発生防止のための指針の整備
- ・ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ・ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

令和4年度介護報酬改定

介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定が行われました。

- 報酬を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じる
- 確実に賃金に反映されるように適切な担保策を講じる

<加算額>

- ・ 介護職員1人あたり月額9,000円の賃金引上げに相当する額
- ・ 介護職員数に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出

<取得要件>

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している
- ・ 加算額の2/3は介護職員等のベースアップ(※)に使用する。
(※)「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

<対象となる職種>

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員にこの処遇改善の収入を充てることができる

<申請・報告方法>

- ・ 県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書を提出
- ・ 改善期間経過後、計画の実績報告書を提出

※提出の際は、月額賃金改善額の総額（対象職員全体の額）を記載

<交付方法>（国費約1/4：150億円程度（令和4年度分））

- ・ 対象事業所は県に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払

<令和4年度介護報酬改定による処遇改善 加算率>

サービス区分	加算率
・訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・臨時対応型訪問介護	2.4%
・(介護予防) 訪問入浴介護	1.1%
・通所介護・地域密着型通所介護	1.1%
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1.0%
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.3%
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防) 短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	0.8%
・介護療養型医療施設・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	0.5%
・介護医療院・(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	0.5%

基準・報酬告示

事業所が事業運営にあたり守るべき基準（人員基準、設備（施設）基準、運営基準）や、介護報酬の算定要件などを定めた告示は、以下のとおりです。

1 人員、設備（施設）、運営に関する基準等

（1）居宅サービス

国基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
条例	福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 80 号）
規則	福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 （平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 42 号）

（2）介護予防サービス

国基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
条例	福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 （平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 82 号）
規則	福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 （平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 44 号）

（3）介護老人福祉施設

国基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）

条例	福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 81 号)
規則	福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 43 号)

(4) 介護老人保健施設

国基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号)
解釈通知 (厚生労働省)	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号)
条例	福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 78 号)
規則	福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 41 号)

(5) 介護療養型医療施設

国基準	健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 41 号)
解釈通知 (厚生労働省)	健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号)
条例	福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 83 号)
規則	福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 45 号)

(6) 介護医療院

国基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号)
解釈通知 (厚生労働省)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号)

条例	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 30 年 3 月 23 日福島県条例第 23 号)
規則	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 30 年 3 月 30 日福島県規則第 40 号)

2 報酬算定告示

(1) 指定居宅サービス

国基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)
留意事項通知 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

(2) 介護予防サービス

国基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号)
留意事項通知 (厚生労働省)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)

(3) 施設

国基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 21 号)
留意事項通知 (厚生労働省)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号)

利用者の **安心** **信頼**
職員の **意欲向上** **意識改革** を導く

福 祉 サ ー ビ ス

第 三 者 評 価

活用のご案内

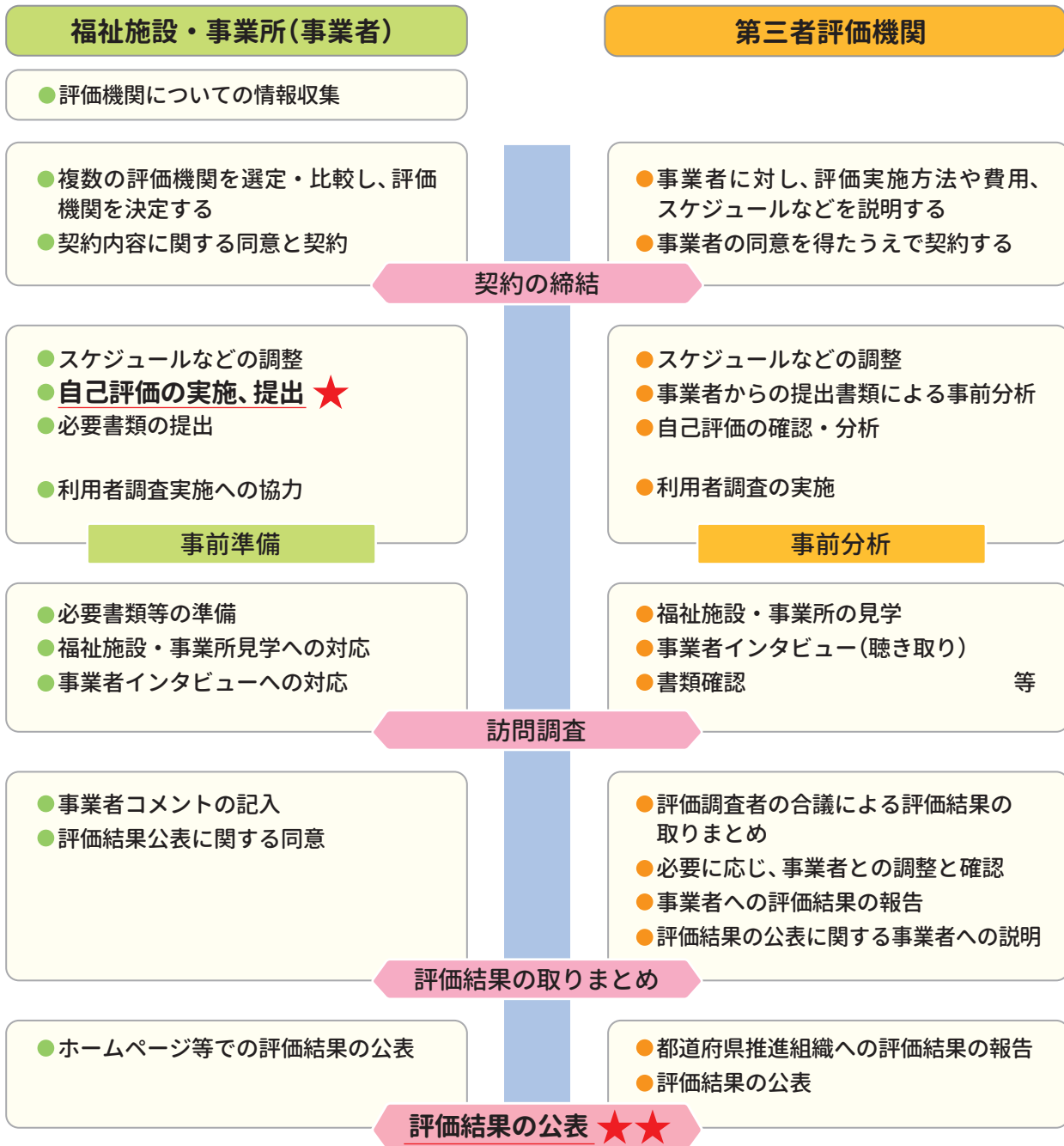
福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

第三者評価の流れ

～受審申込みから結果公表までの標準的な流れ～



都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NET*において評価結果を公開 *P.7のQ1を参照

※上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や評価機関に確認してください。



福祉施設・事業所による評価結果の有効活用

■ 福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- 福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- 評価結果を公表することで、福祉サービスの利用を希望される方や、家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。

★ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけが得られます。

自己評価は、職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価の目的は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質を向上させることですが、第三者評価で更なる質の向上の取り組み・改善策等を見出し、実際の取り組みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎となるものが自己評価だといえます。

★★ 評価結果を公表する意義

- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになります。

評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービスや支援の内容、特徴をアピールすることができます。

福祉施設・事業所が第三者評価の受審を通して、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等に発信し、理解を広げることが重要です。

その際には、ホームページや機関誌へ掲載するとともに、報告会等を開催することで、取り組みへの理解が一層深まります。

さらに、福祉施設・事業所で仕事をしたいという人にとって、有意義な情報となります。

評価基準と評価結果

～福祉サービス第三者評価事業に関する指針～

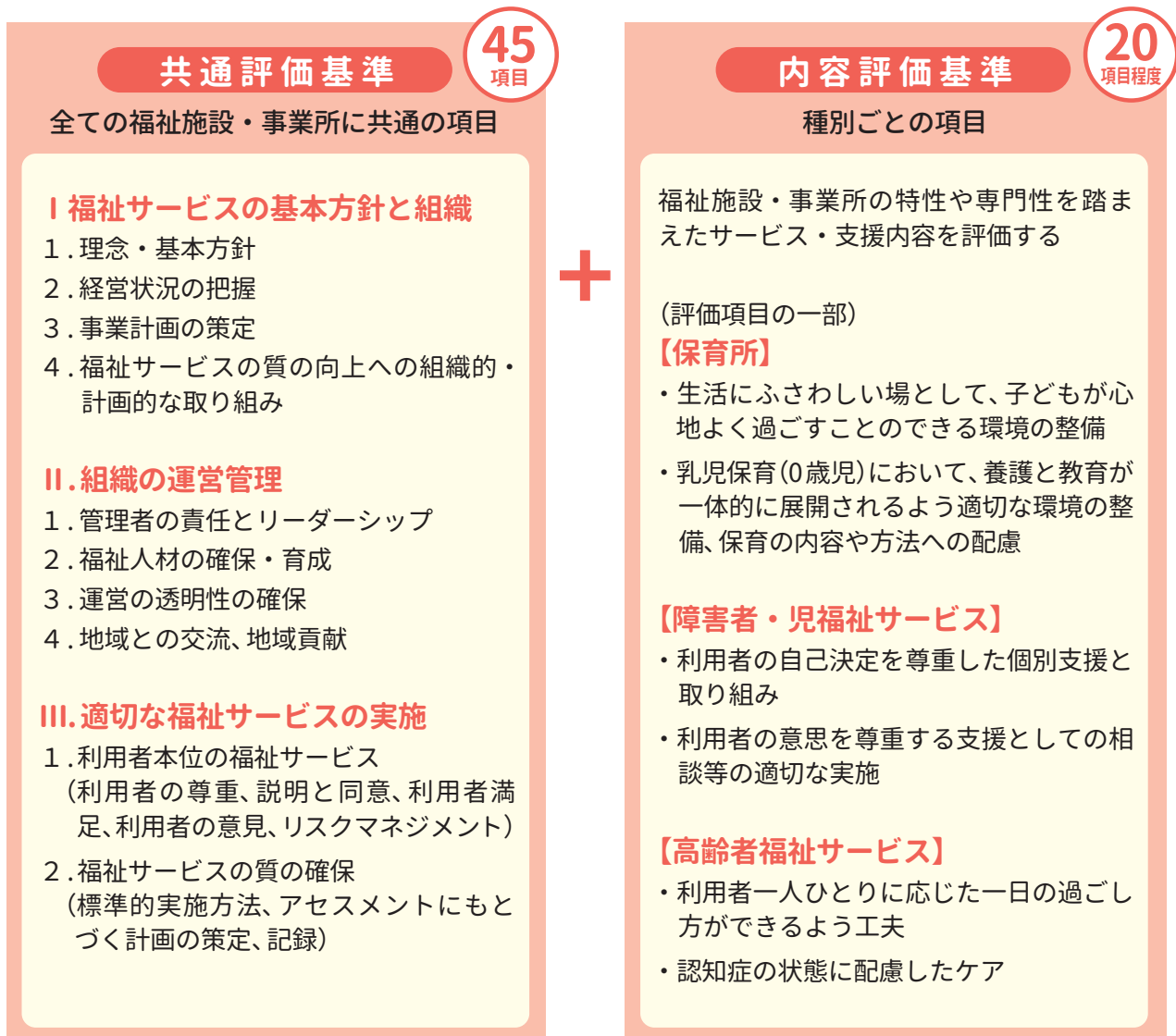


福祉サービス第三者評価は、国が示した『福祉サービス第三者評価事業に関する指針』をもとに都道府県が実施する事業です。

国は、平成26年4月1日に、『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」を通知し、①共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドライン、②公表ガイドライン等を改定しました。

■ 第三者評価は、評価基準をもとに 福祉施設・事業所のサービスの状況や内容を評価します。

国が示している『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』は、「共通評価基準(45項目)」と「内容評価基準(20項目程度)」で構成されています。



※各都道府県において使用される評価基準は、国の示したガイドラインに基づき、各都道府県推進組織が定めています。

■ 評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」です。

『福祉サービス第三者評価基準に関する指針』では、a・b・c評価の判断基準を次のように示しています。

a 評価

..... よりよい福祉サービスの水準・状態、
質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価

..... aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、
aに向けた取り組みの余地がある状態

C 評価

..... b以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

■ 評価結果は、利用者・家族への適切な情報提供と 福祉施設・事業所での質の向上や改善に活用できます。

評価結果の公表様式には、福祉施設・事業所の理念や基本方針、特徴的な取り組みなど、福祉施設・事業所の取り組みをアピールできる項目が記載されます。

また、評価項目ごとに判定理由等のコメントが記載されます。



受審した福祉施設・事業所の声

～第三者評価を経営や福祉サービスの改善に活かす～



経 営する福祉施設や事業所が増えるなか、法人全体として理念や基本方針を共有し、施設間・部門間の連携を強化することが課題となっていた。法人内の複数の施設におけるサービスの標準化の必要性と取り組むべき課題が明らかになった。

第 三者評価の結果のなかで改善を求める事項として、「薬に関するヒヤリ・ハットへの対策」があげられた。結果を受けて、事故発生原因の分析を行うと、「～しながら業務」が散見され、職員の意識の低さが大きな要因ではないかとの意見が出された。具体的な改善策を検討し、マニュアルを見直すとともに、職員の目につくところに注意を促す文書を掲示した。こうした取り組みにより、ヒヤリ・ハットの減少につながっている。

「ト ータルな人材マネジメントシステムの構築と人材確保・定着」を施設の重点課題としているが、管理職のみならず、自己評価に関わった職員も必要性を理解することができ、施設内の「人材育成」への意識が変わった。具体的な課題が明確となり、職員それぞれのキャリア段階に対応した人材育成の仕組みを構築するため、業務改善委員会や法人事務局ワーキンググループで早急に検討することとした。

利 用者・家族へのアンケートは、施設的环境や職員の対応についての意見が多く、家族の思いや日ごろ聞くことのない意見・要望等を知ることができた。全職員で共有すべきものとしてとらえ、利用者・家族の言葉に耳を傾けていくことの大切さを実感することができた。

受 審を機に確認・作成した文書や書類は、サービス内容の「見える化」、「言語化」となり、職員間で共通理解を得ることができた。またその後のサービスの実践、見直し、改善においても役立った。

第三者評価受審のための参考書籍

『福祉サービスの第三者評価 受け方・活かし方』
全国社会福祉協議会発行

- ▶ 保育所版(2016年)
- ▶ 障害者・児福祉サービス版(2017年)
- ▶ 高齢者福祉サービス版(2017年)

第三者評価の Q & A

Q1 評価機関には、どのようなところがありますか？

- A** 都道府県推進組織のホームページ、または福祉医療機構のホームページ(WAM NET : <http://www.wam.go.jp/>)の第三者評価情報をご参照ください。
- また、各評価機関のホームページでは、所属する評価調査者(資格・経歴)、評価実績、標準的な評価の流れ、評価料金、評価機関の特徴等が公表されています。

Q2 受審申込みから結果公表までの期間はどのくらいですか？

- A** 福祉施設・事業所と評価機関の計画にもよりますが、おおむね3ヵ月から半年程度です。

Q3 受審費用は、どのくらいかかりますか？

- A** 受審料は評価機関によって異なります。詳細は各評価機関にお問い合わせください。
- *社会的養護関係施設は、30万8,000円が措置費の第三者評価受審加算と算定されています。
 - *第三者評価の受審および評価結果の公表を行った保育所に対しては、受審料の半額程度を公定価格の加算(15万円)として補助されています。

Q4 誰が調査や評価を行うのですか？

- A** それぞれの専門分野で一定の経験や資格を有し、かつ、評価調査者養成研修を修了した者が評価調査者となります。また、評価は2名以上でチームをつくり、一貫して評価にあたります。

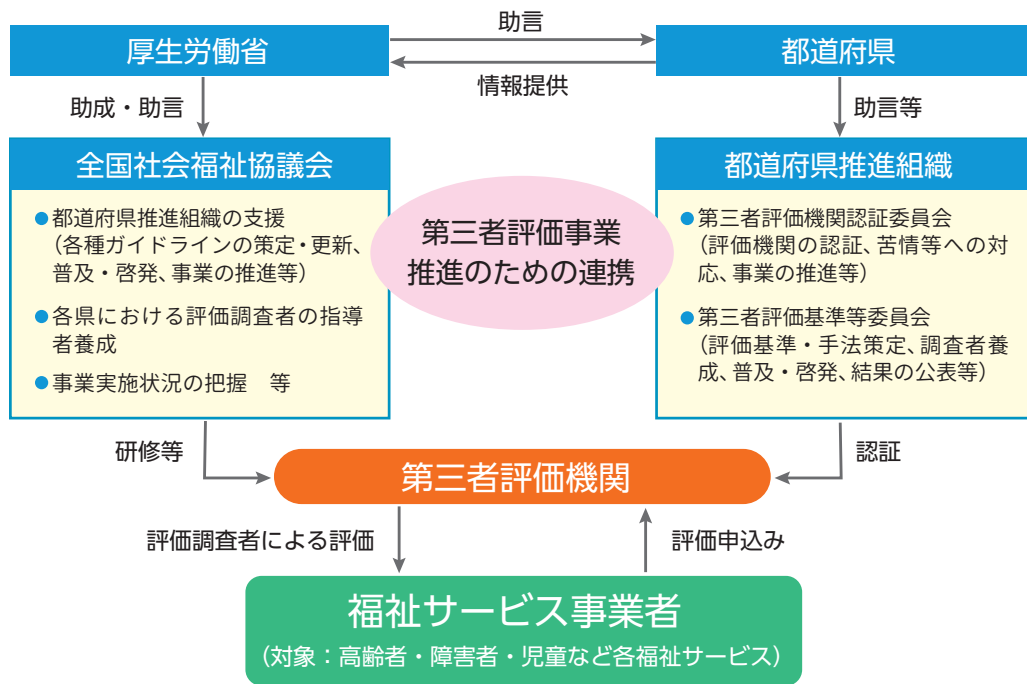
Q5 訪問調査では、どのようなことをするのですか？

- A** 評価調査者が福祉施設・事業所へうかがい、評価項目等に基づき聴き取りをします。期間は概ね1～2日です(評価機関によって異なります)。
- 施設・事業所内の見学をはじめ、自己評価結果や事業計画等の事前に提出した資料をもとに聴き取りや資料確認等が行われます。利用者や職員に対して、訪問時に聴き取りが実施される場合もあります。

Q6 評価結果には、評価調査者の主観が入り、客観性に欠けるのではないですか？

- A** 評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめの際には、複数の評価調査者による合議を行っています。
- 評価機関において、評価結果の報告書を確定する際に、公平性や客観性をより高めるため、「評価決定委員会」を設置して協議を行う場合もあります。
- また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、日ごろから福祉制度の動向を把握するとともに各種研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護のために

福祉サービスを必要とする人々が増加し、支援を必要とする人々のニーズが多様化・深刻化するなか、福祉サービスは量的拡充とともに質の向上が求められています。

第三者評価は、福祉施設・事業所が、継続的に福祉サービスの質・改善に取り組むための方法のひとつです。評価のプロセスを通じて、質の向上に取り組む職員の意識高揚や継続的に質の向上に取り組む組織づくりにつながります。

また、福祉サービスについては、利用者が福祉サービスの専門性を評価しにくいこと、利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと、福祉制度が理解しづらいことなどが課題とされています。第三者評価の受審により、客観的に福祉サービスの内容や水準を示すことは、利用者の権利擁護を実現することにつながります。

福祉施設・事業所は、第三者評価の受審と活用を組織として明確に位置づけ、定期的かつ継続的に受審していくことが求められています。

第三者評価事業に関する情報を掲載しています

全国社会福祉協議会 福祉サービス 第三者評価事業 [HP](http://shakyo-hyouka.net/) <http://shakyo-hyouka.net/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

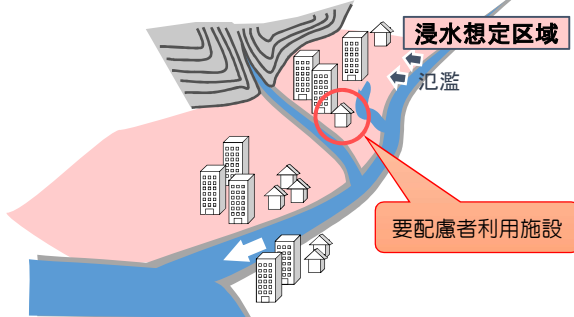
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

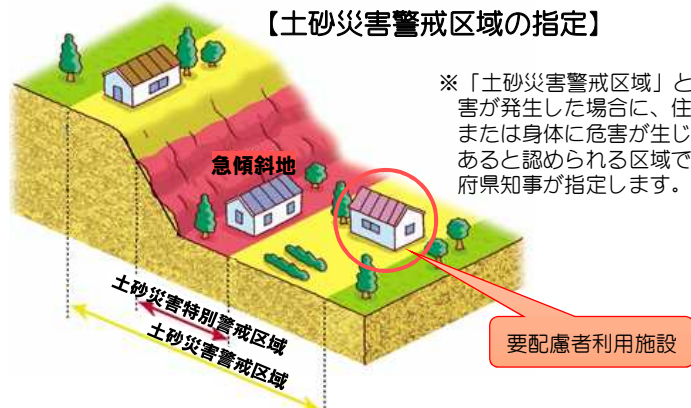
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>